

請負業者様

令和7年12月  
財務部契約管財課

## 健康保険証の廃止に伴う現場作業員の健康保険の加入証明書類について

標記の件について、建設工事現場での社会保険加入対策については、元請企業・下請企業において、現場入場する作業員の保険加入状況を確認し、適切な保険に加入していることを確認できない場合には、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いを徹底すべきであることとされています。

今般、従来の健康保険証の発行が本年12月2日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、作業員の健康保険への加入状況の確認方法について、下記の通り整理しましたので、承知おき願います。

記

### 【原則】

国交省通知の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（以下、「ガイドライン」）」では、「各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、登録時に社会保険の加入証明書類等の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）の登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において作業員名簿を確認して保険加入状況の確認を行うことを原則とする。なお、この場合は証明書類の添付は不要である。」としている。引き続き、原則としてCCUSの登録情報を活用して確認すること。

### 【CCUSに加入していない作業員の場合】

ガイドラインでは、「建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は下請企業に対し、健康保険証のコピー、標準報酬決定通知書等関係資料のコピーや雇用保険被保険者証のコピー等（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）を提示させる（電子データによる確認も含む）など、真正性の確保に向けた措置を講ずること。」としている。この「真正性の確保に向けた措置」について、CCUSに加入していない作業員の場合は、それぞれ以下に示す方法で対応すること。

#### ① CCUSに加入しておらず、マイナ保険証を所持している作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格情報のお知らせ」のコピー又はマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの電子データや印刷物（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することに対応すること。

#### ② CCUSに加入しておらず、マイナ保険証も所持していない作業員の場合

保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行される「資格確認書」のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたもの）により確認することで対応すること。

※本通知は現場作業員の健康保険の加入確認のための取扱いです。一般競争入札の事後審査時に提出を求める資料では、上記①②のコピー等では雇用確認できないため、混同しないよう注意願います。

以上